

ミャンマー

商標規則

ミャンマー連邦共和国
商務省告示 No. 17/2023
2023年3月31日公布

目次

第1章 用語及び意味の説明

第1条

第2条

第2章 登録出願

第3条

第4条

第5条

第6条

第3章 標章の説明

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第4章 使用優先権

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第5章 出願の審査

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第 25 条

第 26 条

第 6 章 再出願

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 7 章 誤字その他の許容可能な誤記の補正

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 8 章 出願の取下げ

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 9 章 商品又は役務の一覧の拡張を伴わない限定又は減縮

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 10 章 分割出願

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 11 章 異議申立

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 12 章 異議申立の手順

第 49 条

第 50 条

第 13 章 周知標章として考慮すべき要素

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 14 章 登録及び記録

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 15 章 登録の訂正

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 16 章 更新

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 17 章 商標権の移転の登録

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 18 章 ライセンスの登録

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 19 章 ライセンスの登録の取消し

第 77 条

第 78 条

第 79 条
第 80 条
第 81 条

第 20 章 商標登録の無効宣言及び取消し

第 82 条
第 83 条
第 84 条
第 85 条
第 86 条
第 87 条
第 88 条

第 21 章 代理人の選任及び権限の委任

第 89 条
第 90 条
第 91 条
第 92 条
第 93 条
第 94 条
第 95 条
第 96 条

第 22 章 総則

第 97 条
第 98 条
第 99 条
第 100 条
第 101 条
第 102 条
第 103 条
第 104 条

第1章 用語及び意味の説明

第1条

本規則を「商標規則」という。

第2条

本規則における用語の意味は、商標法におけるものと同じとする。また、次の用語は、次のことを意味する。

- (a) 「法」とは、商標法をいう。
- (b) 「出願人」とは、商標登録に関する出願において出願人欄に名称が記載されている自然人又は法人をいう。
- (c) 「番号及び一覧」とは、ニース分類に従って区分ごとに分類された商品又は役務の番号及び一覧をいう。

説明

「ニース分類」とは、ニース協定(1957年)に基づく、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」の最新版をいう。

- (d) 「異議申立人」とは、法第26条に基づいて商標登録出願に関して異議を申し立てる自然人又は法人をいう。
- (e) 「代理人」とは、権利者又は利害関係人の代理として商標事項に関して登録官に出願及び手続をする者をいい、第89条に基づいて選任された代理人をいう。
- (f) 「手数料」とは、中央委員会を通じて連合政府の承認を得た上で庁が定める、法及び本規則に従って納付される手数料をいう。
- (g) 「申請様式」とは、法に基づく告示により省が定める申請様式をいう。
- (h) 「登録」とは、登録官に出願された標章を意見書とともに審査官が審査した後の登録官による登録をいう。
- (i) 「登録官」とは、商標登録を付与する局の職員であって、電子的手段を含む何らかの手段により、拒絶を含む当該商標に関する情報を登録する。

第2章 登録出願

第3条

商標登録出願人は、ビルマ語又は英語により記載し、かつ、次の何れかの方法を用いて、出願を申請様式 TM-1 により登録官に提出しなければならない。

- (a) 当局が指定する電子システムを通じて出願すること
- (b) 当局へ来庁して出願すること
- (c) 国が認可する郵便局による配達によって出願すること

第4条

出願には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 商標登録を求める申請書
- (b) 出願人の完全名称及び完全な住所
 - (i) 個人による出願の場合、名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所、外国人の場合、名称、旅券番号及び完全な住所、又は法的に設立された組織の場合、当該組織の名称、登録番号、種類、国名及び完全な所在地
 - (ii) 複数の出願人により出願する場合、共同出願人の名称、国民身分証明書の番号、外国人の場合、共同出願人の旅券番号及び完全な居所を出願に添付しなければならない。
- (c) 出願人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 も併せて提出しなければならない。出願人の永住国又は事業所が国内にない場合、当該永住国又は事業所の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しも併せて提出しなければならない。)
- (d) 本規則第3章に定める標章の明確かつ十分な記載
- (e) 出願人が標章の識別力のある特徴として色彩を主張している場合、主張する色彩の名称又は当該標章に含まれる色彩を識別するコード番号及び各色彩の説明
- (f) 登録出願標章のニース分類に従った番号及び一覧
- (g) 立体(3D)標章又は2以上の色彩の組合せの場合、出願人は、標章とそれが使用される商品又は役務との間の獲得された識別力についての理由書も併せて提出しなければならない。
- (h) 団体商標登録を出願する場合、当該団体商標を使用するために構成員が遵守すべき団体組織が定める規約(当該規約は、登録出願の日から3月以内に提出しなければならない。)
- (i) 証明商標登録を出願する場合、当該証明商標の所有者が商標を使用する権利を付与する際に定める規約(当該規約は、登録出願の日から3月以内に提出しなければならない。)
- (j) 商標に含まれる語又は要素が、商品若しくは役務の特徴の記号若しくは表示、慣用語若しくは取引の実用語である又は商標として定義できないものである場合、当該語又は要素については、それらを単独で使用する権利を主張しない旨を記載しなければならない。
- (k) 登録出願のために納付すべき手数料の納付証明
- (l) 出願人又は代理人の署名(署名には、署名者の完全名称及び署名日を記載しなければならない。出願を当局の規定に従って電子出願する場合、自筆署名は不要であるが、出願人又は代理人の名称を電子様式に記載しなければならない。出願人が複数である場合、出願人全員を代表して署名することに合意した書類の写しを提出しなければならない。)

第5条

(a) 商標登録出願において、出願人が法第17条(b)(ii)に基づいて優先権を主張する場合、
(i) パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国における商標出願の出願の日、出願番号、
国名及び庁名を記載しなければならない。

(ii) 出願人は、出願の日から3月以内に、先の出願の出願の日、出願番号、国名及び庁名を
記載したビルマ語又は英語による出願の写しを提出しなければならない。

(iii) 優先権；優先権を主張する出願人が先の出願の出願人と同一ではない場合、先の出願
人は、出願とともに、優先権の移転を証明する書類を登録官に提出しなければならない。

(b) 商標登録出願において、法第17条(b)(iii)に基づいて博覧会に対する優先権を主張す
る場合、

(i) パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は当該国の政府により承認された国
における国際博覧会、当該国際博覧会における最初の展示の日及び国名を記載しなければな
らない。

(ii) 出願人は、出願の日から3月以内に、博覧会主催当局が発行した、標章の実際に使用し
た証拠を提出しなければならない。当該使用証拠は、当該標章が出願の対象である商品又は
役務に使用されていることを示す決定的な証明でなければならない。

(iii) 博覧会が開始した日と出願人が博覧会において展示を開始した日とが異なるときは、
それぞれの日付について証拠を提出しなければならない。

(iv) 博覧会優先権を主張する出願人が博覧会における最初の出展者ではないとき、出願と
ともに、博覧会における最初の出展者による博覧会優先権の移転に関する書類及び証拠を登
録官に提出しなければならない。

第6条

出願人が使用優先権を申請する場合については、本規則第4章の規定の適用があるものとす
る。

第3章 標章の説明

第7条

出願には、保護を求める標章の要旨を明確かつ十分に記載しなければならない。

第8条

立体(3D)標章として出願する場合、異なる方向から見た標章の図を示さなければならない、また、2以上の色彩の組合せとして出願する場合、標章が特定の形状又は特定の色彩の組合せにより作成された旨の記載を含めなければならない。

第9条

標章にビルマ語又は英語以外の言語による文字、語又は数字を含む場合、それらはビルマ語又は英語に翻字しなければならない。

第10条

標章にビルマ語又は英語以外の言語による語又は数字を含む場合、それらはビルマ語又は英語に翻字しなければならない。

第11条

出願に記載されている標章は、次に掲げる方法により、添付書類として提出することができる。

(a) 紙面による説明には、標章に関する明確な図又は図面を含めなければならない、かつ、A4(29.7cm×21cm)を超えてはならない。その周囲には、少なくとも2.5cmの余白を残さなければならない。

(b) 電子出願は、デジタル写真ファイル形式(.JPG)でなければならない、かつ、サイズは1メガバイトを超えてはならない。

第4章 使用優先権

第12条

法第93条(a)に基づいて出願する商標所有者が、次に掲げる商標について第13条に基づいて使用優先権を享受することを希望する場合、その者は、商標登録出願が正式に受理された日から6月以内に、本章の規定に従って登録官に出願しなければならない。

(a) 証書登記法(2018年3月20日付けの法律No.9/2018)の規則第13条に基づいて証書登記所に登録された商標

(b) 証書登記法(2018年3月20日付けの法律No.9/2018)に基づいて証書登記所に登録されていないが、法施行前に国内市場において実際に使用されている商標

第13条

商標所有者は、商標登録出願が正式に受理された日から5年間、商標が適用された商品又は役務について使用優先権を享受する。当該期間中、商標所有者は、使用優先権に基づいて、法第26条に基づく異議を申し立てる権利及び法第27条に基づく反論を行う権利を有する。

第14条

第12条(a)に基づく商標登録出願においては、証書登記所における登記証明及び地方紙、雑誌又は専門誌における商標登録の通知に関する証明も併せて提出しなければならない。

第15条

第12条(b)に基づく商標登録出願においては、税金領収書若しくは経費領収書、金銭領収書若しくは商品領収書、請求書、マーケティング広告又は販売促進広告などの商標使用に関する証明及び地方紙、雑誌又は専門誌における商標所有者の通知に関する証明も併せて提出しなければならない。

第16条

第12条(a)に基づいて商標の使用優先権を主張する出願人が、法施行前に証書登記法に従って証書登記所に登録された商標の所有者ではない場合、当該主張のために証書登記所に登録された商標の所有者は、当該商標が移転された又は名称変更されたという証拠を登録官に提出しなければならない。

第17条

出願願書とともに提出する証拠に関して、

(a) 商標権を求める標章及び法施行前に証書登記法に従って証書登記所に登録された標章又は登録されていないが国内市場において実際に使用されている標章は、同一でなければならない。また、当該標章に使用される商品又は役務も同一でなければならない。

(b) 商品又は役務についての確証のない証拠又は追加の説明は、考慮されない。

第18条

使用優先権については、法第31条及び法第32条に規定する優先権の適用はない。

第 19 条

第 12 条に基づいて出願され、かつ、登録された商標に関して、商標所有者は、出願の日から登録期間中は商標権を享受し、第 13 条に規定する期間内は、本章に基づく使用優先権を享受する。

第5章 出願の審査

第20条

登録官は、登録官が受理した商標登録出願の出願の日を、当局が規定する手続及び当局が定める手数料に従って決定し、また、商標登録出願が法第17条(a)及び法第18条の要件を満たしているか否かを審査しなければならない。

第21条

審査官は、次をしなければならない。

(a) 出願が法第13条の規定に違反すると認められる場合又は法第17条(a)の規定が完全かつ正確に含まれていない場合若しくは法第17条(b)の関連規定が含まれていない場合、登録官の許可を得て、通知を受けた日から30日以内に出願人に対し、補正又は意見書提出をするよう通知しなければならない。

(b) 出願が(a)に規定する期間内に補正されなかった場合、当該出願は取下げたものとみなす。

(c) 出願が(a)規定する期間内に補正された場合、法第23条(c)に従って手続を進める。

第22条

審査官は、登録を害することなく、登録官の許可を得て、出願人に対し、第4条(j)に基づいて出願において特定されていない標章の語又は要素については、排他的権利を主張しない旨の説明をするよう通知しなければならない。ただし、出願人は、自身が取得した先の権利を害されることはない。当該語又は要素が、出願の商品又は役務に関して重要である場合、それらは、当該語又は要素に関する将来の出願における記載に影響を及ぼすものでも害するものでもない。

第23条

(a) 出願人が、出願した商標が法第13条(a)又は(b)の例外の何れかに該当する旨を提出した場合、出願人に対して、当該商標が登録出願の日よりも前に使用されたことにより需要者の間で識別性を獲得していること又は当該商標を少なくとも連続して3年間にわたり善意で国内の取引において使用していることを示す十分な証拠を請求することができる。

(b) (a)に基づいて提出された証拠を検討した後、不備があると認められる場合、出願人に対して、関連する可能性のある追加の証拠を提出するよう請求することができる。

第24条

出願された商標が法第13条(a)又は(b)の例外に該当せず、かつ、出願人が指定された期間内に提出できなかった場合、審査官は、見解書を添えて登録官に提出しなければならない。登録官は、出願人に対して出願の全部又は一部の拒絶を通知し、かつ、その旨を公告しなければならない。

第25条

登録官は、立体(3D)標章又は2以上の色彩の組合せの登録出願については、それが機能的特

徴又は技術的特徴を含む場合は、第 23 条(a)に規定する情報を含むか否かに拘らず、登録を許可しない。

第 26 条

登録官は、法第 25 条(b)に基づく商標登録出願の公開において、次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 出願人の完全名称及び完全な住所
- (b) 出願人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所
- (c) 商標の説明
- (d) 登録出願された商標のニース分類に従った番号及び一覧
- (e) 出願の日及び出願番号
- (f) 出願人が優先権を主張する場合、優先権の詳細
- (g) 出願人が唯一の使用者ではないと主張する商標の部分
- (h) 出願された商標が継続使用により識別力を有する理由の記載
- (i) 出願が団体標章又は証明標章の登録である場合、当該商標に関するその他の情報

第6章 再出願

第27条

出願人が要件に従って出願を補正するための通知を受けた日から 30 日以内に出願を補正するための通知に従わない場合であって、その結果、商標登録出願に関する権利が失われるとき、当該出願人は、従わなかったことによる権利放棄の日から 60 日以内に、様式 TM-3 により登録官に対し、商標登録を再出願することができる。

第28条

第27条に基づき再出願は、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の完全名称及び完全な住所
- (c) 出願人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。出願人の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (d) 再出願のために納付すべき手数料の納付証明

第29条

登録官は、再出願に関して、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 情報が不足していると認められる場合、出願人に対し、通知の日から 30 日以内に補正するよう通知しなければならない。
- (b) 出願人が(a)に規定する期間内に補正できない場合、出願は取下げとみなす。
- (c) 情報が十分であると認められる場合、出願を受理する。

第7章 誤字その他の許容可能な誤記の補正

第30条

出願人は、様式 TM-4 により、出願書、翻訳文又は添付書類における誤字の補正、出願人の住所の補正、代理人の住所の補正、商品若しくは役務の数の拡張を伴わない補正、標章の識別性に影響しない補正、標章に含まれる語若しくは要素の排他的権利を主張しない旨の説明の追加若しくは補正、標章の翻訳文の補正及びその他の軽微な誤記の補正を登録官に申請することができる。

第31条

第30条に基づいて、出願人は、登録官が標章の登録を付与若しくは拒絶する前に又は登録官の決定に対する不服申立について庁が最終決定を下す前に、申請をしなければならない。

第32条

第30条に基づく申請には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の完全名称及び完全な住所
- (c) 出願人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。出願人の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (d) 誤字その他の補正可能な誤記の補正を求める申請のために納付すべき手数料の納付証明

第33条

登録官が補正を許可できる誤字その他の誤記の補正申請に関して、

- (a) 情報が不足していると認められる場合、出願人に対し、通知の日から 30 日以内に補正するよう通知しなければならない。
- (b) 出願人が(a)に規定する期間内に補正できない場合、出願は取下げとみなす。
- (c) 情報が十分であると認められる場合、出願人に対し、補正を請求した誤字その他の補正可能な誤記が出願において補正される旨について通知しなければならない。

第8章 出願の取下げ

第34条

出願人は、商標登録出願の全体又は出願に係る商品及び役務の一部を取り下げるよう、様式TM-5により登録官に申請することができる。

第35条

第34条に基づく申請には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の完全名称及び完全な住所
- (c) 出願人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式TM-2を添付しなければならない。出願人の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式TM-2の写しを添付しなければならない。)
- (d) 取り下げる対象のニース分類に従った番号及び一覧

第36条

登録官は、商標登録出願の取下げの申請に関して、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 情報が不足していると認められる場合、出願人に対し、通知の日から30日以内に補正するよう通知しなければならない。
- (b) 出願人が(a)に規定する期間内に補正できない場合、出願は取下げとみなす。
- (c) 情報が十分であると認められる場合、当該取下げについて出願人に通知しなければならない。

第9章 商品又は役務の一覧の拡張を伴わない限定又は減縮

第37条

出願人は、登録官に対し、商標登録出願に含まれる商品又は役務の一覧を拡張することなく限定又は減縮するよう、様式 TM-6 により申請することができる。

第38条

第37条に基づく申請には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の完全名称及び完全な住所
- (c) 出願人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。出願人の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (d) 商品又は役務の一覧を限定又は減縮する申請のために納付すべき手数料の納付証明

第39条

登録官は、商品又は役務の一覧を限定又は減縮する申請に関して、次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 情報が不足していると認められる場合、出願人に対し、通知の日から 30 日以内に補正するよう通知しなければならない。
- (b) 出願人が(a)に規定する期間内に補正できない場合、出願は取下げとみなす。
- (c) 情報が十分であると認められる場合、登録出願に含まれる商品又は役務の一覧を補正し、その旨を出願人に通知しなければならない。

第 10 章 分割出願

第 40 条

出願人は、様式 TM-7 により、登録官に対し、複数の商品又は役務を対象とする商標登録出願を 2 以上の出願に分割出願をすることができる。

第 41 条

第 40 条に基づく出願には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の完全名称及び完全な住所
- (c) 出願人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。出願人の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (d) 商品又は役務を識別する出願のために納付すべき手数料の納付証明

第 42 条

登録官は、分割出願に関して、次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 情報が不足していると認められる場合、出願人に対し、通知の日から 30 日以内に補正するよう通知しなければならない。
 - (b) 出願人が(a)に規定する期間内に補正できない場合、出願は取下げとみなす。
 - (c) 情報が十分であると認められる場合、新たな出願ごとに維持しなければならない。
- (2) 複数の商品又は役務を対象とする出願を新たな出願に分割する出願をする場合、当該出願ごとに、もとの出願の出願の日を出願の日とみなす。
- (3) 新たな出願番号は、分割された出願ごとに個別に割り当てられ、出願人に通知しなければならない。
- (4) 分割された新たな出願はそれぞれ、第 26 条に従って公開しなければならない。

第 11 章 異議申立

第 43 条

法第 26 条に基づく商標登録出願に関して、異議申立人は、公開の日から 60 日以内に、法第 13 条及び第 14 条に定める理由の何れかに基づいて、様式 TM-8 により、登録官に異議を申し立てることができる。

第 44 条

第 43 条に基づく異議申立書の提出においては、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 異議申立を求める商標の出願番号
- (b) 出願人の名称
- (c) 異議申立書に含める対象のニース分類に従った番号及び一覧
- (d) 異議申立人の名称, 国民身分証明書の番号又は外国人の場合は旅券番号及び完全な住所。法的に設立された組織の名称により出願されている場合, 当該組織の名称, 登録番号, 種類, 設立国及び完全な所在地
- (e) 申立人が代理人を選任している場合, 当該代理人の名称, 国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。申立人の永住国又は法人設立国が国内にない場合, 当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (f) 異議申立のために納付すべき手数料の納付証明

第 45 条

法第 14 条に基づく拒絶理由の何れかについて異議を申し立てる場合、異議申立人は、第 44 条に規定する情報に加えて、次に掲げる関連情報を含めなければならない。

- (a) 法第 14 条(a)に基づいて異議を申し立てるときは,
 - (i) 商標が、登録された商標若しくは最初に出願された商標若しくは優先権が主張された商標又は使用移転が認められた商標若しくはライセンスが認められた商標と同一又は類似する理由の明確かつ十分な説明
 - (ii) 登録された商標又は最初に出願された商標若しくは優先権が主張された商標であるときは、出願の日、出願番号、登録の日、商標登録番号及び優先権主張の日
 - (iii) 登録出願の日を示すことができない商標であるときは、国内における権利の保護が開始された日を登録官が承認できる証拠
 - (iv) 下記の場合、申立人が異議を申し立てる権利を有する旨の説明並びに関連証拠
 - (a) 申立人が使用権者であるとき又は権利を取得した最初の者であるとき、
 - (b) 異議申立が法第 14 条(b), (c), (d), (e)及び(f)に基づくとき、

第 46 条

異議申立人が法第 14 条に基づく複数の拒絶理由に基づいて異議を申し立てる場合、異議申立人は、当該拒絶理由ごとに第 45 条に規定する情報を提供しなければならない。

第 47 条

提出する異議申立書に添付する書類は，2 部提出しなければならない。

第 48 条

異議理由を検討した結果，複数の者が同一の日又は同一の優先日に同一又は類似の標章の登録を出願していると思われる場合，かつ，法第 20 条(b)に基づく協議の後に双方の間で合意に達しない場合，登録官は，法第 20 条(b)に基づいて次のとおり手続を進める。

- (a) 適切な手段によって，協議による解決を求める
- (b) (a)に基づく協議において合意に達しないときは，商標の登録出願は取り消さなければならない。

第 12 章 異議申立の手順

第 49 条

登録官が異議申立書を受理した場合、登録官は、

- (a) 最初に、異議申立書を受理するか否かを決定し、その旨を異議申立人に通知しなければならない。
- (b) (a)に基づく通知の日から 60 日以内に、異議申立人に対し、理由及び証拠を提出するよう、また、標章が周知標章であるときは、それが周知標章であることを証明する証拠を提出するよう請求しなければならない。異議申立人が提出した申立書類及び証拠は、出願人に通知しなければならない。異議申立人が指定された期間内に提出できないときは、異議申立は取下げたとみなす。
- (c) (b)に基づいて提示された証拠に加えて、出願人は、異議申立人に標章の使用の証拠及び周知標章の証拠などの追加の証拠を請求できること並びに当該証拠が入手できないときは、出願人は当該通知の日から 60 日以内に意見書とともに必要な書類を提出できることを通知しなければならない。
- (d) 出願人が追加の証拠を請求するときは、異議申立人に対し、当該通知の日から 60 日以内に標章の使用又は不使用の十分な証拠を提出するよう通知しなければならない。
- (e) 異議申立人が追加の証拠を提出するときは、出願人に対し、当該通知の日から 30 日以内に答弁書を提出するよう通知しなければならない。
- (f) 追加の説明が必要であると認められるときは、関係者に対し、当該通知の日から 30 日以内に追加の理由その他の書類を提出するよう請求することができる。
- (g) 必要に応じて、両当事者を聴聞に召喚することができる。
- (h) 異議申立は、理由、商品又は役務の種類及び提出された書類に基づいて決定しなければならない。
- (i) 当該決定は、法第 28 条(b)及び(c)に従い、登録簿に登録するとともに、関係者に通知し、かつ、公開情報として公開しなければならない。

第 50 条

商標登録に対する異議申立の許可又は拒絶の通知には、次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の完全名称及び完全な住所
- (c) 出願人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所
- (d) 異議申立に含まれる番号及び詳細

第 13 章 周知標章として考慮すべき要素

第 51 条

登録官は、標章が周知標章であるか否かを決定するに当たり、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (a) 国内の関連分野における社会的認知度又は知名度
- (b) 標章の使用期間、使用範囲及び使用地域
- (c) 標章が使用されている商品又は役務の広告又は公表及び博覧会の展示を含む、標章の販売促進期間、販売促進範囲及び販売促進地域
- (d) 標章の登録若しくは登録出願又はその両方によるかを問わず、標章の使用又は認知の期間及び地域
- (e) 標章に関する成果の記録、特に、関係当局により周知標章として認められた記録
- (f) 標章の価値
- (g) 標章が周知標章であるか否かを決定するのに使用可能な他の情報

第 52 条

第 51 条に規定する情報は、登録官が商標を周知標章であるか否かを決定する際に有用であることを目的としているが、これを検討の必要条件として考慮してはならない。

第 53 条

登録官は、商標が周知標章であるか否かを決定するに当たり、国内における公衆に対するその知名度及び認知度を考慮することができるが、これらに限定されることなく、次に掲げる事項を考慮することができる。

- (a) 商標が使用される商品又は役務の実際の需要者又は潜在的な需要者
- (b) 商標を使用して商品又は役務を頒布又は提供する者
- (c) 商標が使用されている商品又は役務を販売する又は提供する事業者

第 54 条

登録官は、商標が周知標章であるか否かを決定するに当たり、次に掲げる事情を考慮してはならない。

- (a) 商標が国内で使用されていること、登録されていること又は登録出願されていること
- (b) ミャンマー以外の国において周知標章であること、登録されていること、登録出願されていること又は法的措置が取られていること
- (c) 国民の間でよく知られた商標であること

第 14 章 登録及び記録

第 55 条

商標登録出願に対して異議が申し立てられなかった場合又は申し立てられた異議が異議申立人によって取り下げられた場合又は異議が拒絶された場合，登録官は，出願人に対し，通知を送付した日から 60 日以内に登録手数料を納付するよう通知しなければならない。指定された期間内に納付しなかった場合，登録は取下げたものとみなす。

第 56 条

法第 28 条(c)に基づく商標登録の認容又は拒絶の記録には，次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 出願番号
- (b) 出願の提出の日
- (c) 出願人の名称，国民身分証明書の番号又は外国人の場合は旅券番号及び完全な住所。法的に設立された組織の名称により出願している場合，当該組織の名称，登録番号，種類，設立国及び完全な所在地
- (d) 出願人が代理人を選任している場合，当該代理人の名称，国民身分証明書の番号及び完全な住所
- (e) 商標の説明
- (f) 商標登録に係るニース分類に従った番号及び一覧
- (g) 出願人が優先権を請求する場合，優先権に関する情報
- (h) 出願人が博覧会に対する優先権の取得を請求する場合，博覧会に対する優先権の取得に関する情報
- (i) 出願人が商標の一部分の排他的権利を主張しない旨の説明
- (j) 登録請求に係る商品又は役務及び商標が継続使用により識別力を有するようになった理由の記載
- (k) 登録簿の登録の日
- (l) 商標登録番号
- (m) 商標登録の満了日
- (n) 団体標章又は証明標章について出願している場合，当該出願の情報

第 57 条

登録官は，法第 28 条(c)に従い，次のとおり商標登録出願の手続を進める。

- (a) 認容された場合，認容を登録簿に登録する。
- 第 56 条に規定の情報は，公開情報として公開しなければならない。
- (b) 出願が拒絶された場合，当該拒絶を登録簿に登録し，公告しなければならない。
 - (c) 登録が付与された場合，商標登録証を出願人に交付しなければならない。

第 58 条

商標所有者が法第 29 条(a)に基づいて様式 TM-9 により出願した場合において，当該商標所有者が，商標登録証の原本を破損したこと又は紛失したことを理由として商標登録証の正確

な写しの交付を求め、庁が定める手数料を納付したとき、登録官は、商標登録証の正確な写しを交付しなければならない。

第 15 章 登録の訂正

第 59 条

商標所有者は、様式 TM-10 により、登録簿に登録された誤記の訂正又は商標所有者の国籍及び住所の訂正又は登録商標、番号及び詳細以外の誤記であって訂正可能なものの訂正を登録官に申請することができる。

第 60 条

第 59 条に基づく申請には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 商標登録番号
- (b) 商標所有者の完全名称及び完全な住所
- (c) 申請人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。申請人の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (d) 登録訂正申請のために納付すべき手数料の納付証明

第 61 条

登録官は、商標登録の訂正申請に関して、

- (a) 情報が不足していると認められる場合、商標所有者は、通知の日から 30 日以内に訂正手続を取るよう通知しなければならない。
- (b) 商標所有者が(a)に規定する期間内に訂正できない場合、当該申請は取下げたとみなす。
- (c) 情報の詳細が十分であると認められる場合、商標所有者に対し、法第 30 条(b)に基づく商標登録の訂正を通知しなければならない。

第 16 章 更新

第 62 条

商標所有者は、登録官に対し、商標登録の満了日前 6 月以内又は特別措置として登録の満了日後 6 月以内に、申請様式 TM-11 を用いて、商標登録の存続期間の延長を申請することができる。

第 63 条

第 62 条に基づく申請には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 商標登録番号
- (b) 商標所有者の完全名称及び完全な住所
- (c) 申請人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。申請人の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (d) 登録期間の満了の日
- (e) 商標登録の更新申請のために納付すべき手数料の納付証明(更新申請が登録期間の満了後 6 月以内に行われる場合、所定の遅延手数料を納付しなければならない。)

第 64 条

登録官は、商標登録の更新申請に関して、

- (a) 情報が不足していると認められる場合、商標の登録期間の満了前 6 月以内に又は特別措置として当該期間の満了後 6 月以内に、商標所有者にそれを訂正するよう通知しなければならない。
- (b) 商標所有者が(a)に規定する期間内に訂正できない場合、当該申請は取下げとみなし、商標登録についてその旨を登録簿に記録し、かつ、公開情報として公開しなければならない。
- (c) 情報が十分であると認められる場合、法第 36 条(b)及び(c)に従い、商標登録を更新し、満了の日を変更し、かつ、登録簿に登録しなければならない。期間延長の確認書は、商標所有者にも送付するとともに、公開情報として公開しなければならない。

第 65 条

(a) 商標登録の更新の通知には、次に掲げる事項を含めなければならない。

- (i) 商標登録番号
 - (ii) 商標所有者の完全名称及び完全な住所
 - (iii) 商標所有者が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所
 - (iv) 新たな商標登録の満了日
- (b) 商標登録の消滅の通知には、次に掲げる事項を含めなければならない。
- (i) 商標登録番号
 - (ii) 商標所有者の完全名称及び完全な住所
 - (iii) 商標所有者が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号

及び完全な住所

(iv) 商標登録の消滅の理由

第 17 章 商標権の移転の登録

第 66 条

商標所有者又は譲受人は、登録官に対し、登録商標の商品及び役務、商品又は役務に関して、商標の所有権の全部又は一部を自然人又は法人に移転登録する旨を様式 TM-12 により申請することができる。

第 67 条

第 66 条に基づく申請には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 商標登録番号
- (b) 商標所有者の完全名称及び完全な住所
- (c) 申請人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。商標所有者の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (d) 譲受人の名称、国民身分証明書の番号又は外国人の場合は譲受人の旅券番号及び完全な住所並びに法的に設立された組織の名称により出願している場合、当該組織の名称、登録番号、種類、設立国及び完全な所在地
- (e) 譲受人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(様式 TM-2 を添付しなければならない。譲受人の永住国又は事業所が国内にない場合、永住国又は事業所の国の公証人により正当であると認証された様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (f) 移転する商標所有権のニース分類に従った番号及び一覧
- (g) 商標所有権移転の登録申請のために納付すべき手数料の納付証明

第 68 条

登録官は、商標所有権移転の登録申請に関して、

- (a) 情報が不足していると認められる場合、商標所有者又は譲受人に対し、通知の日から 30 日以内に訂正するよう通知しなければならない。
- (b) 商標所有者又は譲受人が(a)に規定する期間内に訂正できない場合、当該申請は無効とみなす。
- (c) 情報が十分であると認められる場合、所有権移転を登録するとともに、商標所有者及び譲受人に通知し、かつ、その旨を公開しなければならない。

第 69 条

登録標章の商品又は役務の一部のみについての商標所有権移転の登録が申請された場合、

- (a) 登録官は、所有権移転の登録申請部分と、もとの登録事項の他の部分とを区別しなければならない。
- (b) 登録官は、もとの登録事項と一部登録事項の登録申請との関係を明らかにするために、もとの登録事項の完全な詳細を含む新たな登録事項を登録しなければならない。
- (c) 登録官は、当該所有権の一部移転を新たに登録するために、新たな商標登録番号を付与

しなければならない。

第70条

法第43条に基づく所有権移転の登録申請には、次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 商標登録番号
- (b) 商標所有権移転の登録番号及び一覧
- (c) 譲受人の完全名称及び完全な住所
- (d) 譲受人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所

第71条

法第42条(a)に基づく商標登録出願移転の登録申請は、商標所有権移転の登録申請と同一の方法により行わなければならない。

第 18 章 ライセンスの登録

第 72 条

商標所有者又はその使用権者は、登録官に対し、登録商標を使用するライセンス及びその商標が対象とする商品又は役務の種類を様式 TM-13 により申請することができる。

第 73 条

第 72 条に基づく申請には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 商標所有者の完全名称及び完全な住所
- (b) 申請人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。商標所有者の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (c) 使用権者の名称、国民身分証明書の番号又は外国人の場合は旅券番号及び完全な居所。法的に設立された組織の名称により出願している場合、当該組織の名称、登録番号、種類、設立国及び完全な所在地
- (d) 使用権者が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 も併せて提出しなければならない。当該使用権者の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しも併せて提出しなければならない。)
- (e) 許諾を受けて使用する商標の登録番号
- (f) ライセンス対象のニース分類に従った番号及び一覧
- (g) 使用許諾の付与を登録する申請のために納付すべき手数料の納付証明

第 74 条

- (a) 使用許諾のライセンスを申請する場合、商標所有者と使用権者との間で署名した契約書を提出しなければならない。
- (b) 共同所有商標の場合、使用許諾の付与の登録を申請する際に、共同所有者が署名した書類を提出しなければならない。

第 75 条

登録官は、使用許諾の付与を登録するための申請に関して、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 情報が不足していると認められる場合、商標所有者又はその使用権者に対し、通知の日から 30 日以内に当該情報を訂正するよう通知しなければならない。
- (b) 商標所有者又はその使用権者が(a)に規定する期間内に訂正できない場合、当該申請は取下げたとみなす。
- (c) 情報が十分であると認められる場合、許諾の付与を登録するとともに、商標所有者又はその使用権者に通知し、かつ、その旨を公告しなければならない。

第76条

許諾に基づく使用許諾の付与を登録するための公告には、次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 許諾を受けて使用する商標の登録番号
- (b) 商標所有者の完全名称及び完全な住所
- (c) 商標所有者が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所
- (d) 使用権者の完全名称及び完全な住所
- (e) 使用権者が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所
- (f) 使用権者のニース分類に従った番号及び一覧

第 19 章 ライセンスの登録の取消し

第 77 条

商標所有者又は使用権者は、登録官に対し、法第 48 条に基づいて様式 TM-14 により、登録ライセンスの付与を取り消すよう申請することができる。

第 78 条

第 77 条に基づく申請には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 商標所有者の完全名称及び完全な住所
- (b) 商標所有者が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。商標所有者の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)
- (c) 使用権者の名称、国民身分証明書の番号又は外国人の場合は旅券番号及び完全な住所。法的に設立された組織の名称により出願している場合、当該組織の名称、登録番号、種類、設立国名及び完全な所在地
- (d) 使用権者が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 も併せて提出しなければならない。使用権者の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該使用権者の永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しも併せて提出する。)
- (e) 許諾を受ける商標の登録番号
- (f) 登録記録から取り消す番号及び登録事項

第 79 条

ライセンスの登録取消しの申請には、次に掲げる書類のうちの 1 つを添付しなければならない。

- (a) ライセンスの登録取消しの申請に関する書類、又は
- (b) 取消申請に合意する、商標所有者と使用権者との間で署名した契約書

第 80 条

登録官は、ライセンスの登録取消しの申請に関して、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 情報が不足していると認められる場合、商標所有者又はその使用権者に対して、通知の日から 30 日以内に当該事項を訂正するよう通知しなければならない。
- (b) 商標所有者又はその使用権者が(a)に規定する期間内に訂正できない場合、当該申請は取下げたとみなす。
- (c) 情報が十分であると認められる場合、ライセンスを登録から取り消すとともに、商標所有者又はその使用権者に通知し、かつ、その旨を公告しなければならない。

第 81 条

ライセンスの取消しの公告には、次に掲げる事項を含めなければならない。

- (a) 商標所有者の完全名称及び完全な住所
- (b) 商標所有者が代理人を選任している場合，当該代理人の名称，国民身分証明書の番号及び住所
- (c) 使用権者の完全名称及び完全な住所
- (d) 使用権者が代理人を選任している場合，当該代理人の名称，国民身分証明書の番号及び住所
- (e) 使用が許諾される商標の登録番号
- (f) 登録記録から取り消すニース分類に従った番号及び登録事項

第 20 章 商標登録の無効宣言及び取消し

第 82 条

(a) 登録商標が法第 2 条(j)の意味を満たさない商標である場合又は法第 13 条に基づく拒絶理由若しくは法第 14 条に基づく拒絶に関連する理由により登録すべきでない商標である場合、利害関係人は、登録官に対し、証拠を添えて、登録商標の無効宣言を様式 TM-15 により請求することができる。

(b) 出願の日から 3 年以内に全く使用されていない標章若しくは 3 年間継続して使用を停止している標章又は商品の種類、商品の性質、品質、数量、使用目的、価値、原産地、製造時期を示す表示を含む標章又は現在の語法において一般用語となっている又は取引において普通名称化及び慣用名称化している標章に関して、利害関係人は、登録官に対し、様式 TM-16 により商標登録の取消しを請求することができる。

(c) (a) 及び(b)に基づく請求には、受理及び審査のために庁が定める手数料を納付しなければならない。

第 83 条

第 82 条に基づく請求には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

(a) 無効宣言又は取消しを求める商標の登録番号

(b) 商標所有者の名称

(c) 無効宣言又は取消しを求める請求のニース分類に従った番号及び詳細

(d) 無効宣言又は取消しの請求人の名称、国民身分証明書の番号又は外国人の場合は旅券番号及び完全な住所。法的に設立された組織の名称により請求されている場合、当該組織の名称、登録番号、種類、設立国及び完全な所在地

(e) 無効宣言又は取消しの請求人が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及び完全な住所(申請様式 TM-2 を添付しなければならない。無効宣言又は取消しの請求人の永住国又は法人設立国が国内にない場合、当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。)

(f) 商標登録の無効宣言又は取消しの請求のために納付すべき手数料の納付証明

第 84 条

利害関係人は、法第 14 条に基づく拒絶理由に基づいて無効宣言を請求する場合、第 83 条に規定する情報に加えて、次に掲げる関連情報を提出しなければならない。

(a) 法第 14 条(a)に基づく無効宣言のときは、

(i) 標章が、登録された標章若しくは最初に出願された標章若しくは優先権が認められた標章又は移転された標章若しくはライセンスされた標章と同一である又は類似する理由の明確かつ十分な説明

(ii) 登録された商標若しくは最初に出願された商標又は優先権が認められた商標であるときは、出願の日、出願番号、登録の日、商標登録番号及び優先権主張の日

(iii) 登録出願の日を示すことができない標章であるときは、国内における権利の保護が開始された日を登録官が承認できる証拠

(iv) 無効宣言の請求の基礎となるニース分類に従った番号及び一覧

(v) 使用権者又は権利を最初に取得した者が請求するときは、無効に関する宣言を提出する権利を有する旨の説明

(b) 法第 14 条(b), (c), (d), (e)及び(f)の情報に基づいて請求するときは、関連証拠

第 85 条

自然人又は法人が法第 14 条に基づく複数の拒絶理由に基づいて無効宣言を請求する場合、当該理由ごとに第 84 条に規定する詳細を含めなければならない。

第 86 条

商標登録の無効宣言又は取消しの請求には、関係書類 2 部を添付しなければならない。

第 87 条

登録官は、法第 50 条又は第 51 条に基づく無効宣言又は取消しの請求を受理した場合、

(a) 最初に、請求を検討して、受理するか否かを決定し、その旨を請求人に通知する。

(b) (a)に基づく請求受理の通知を送付した日から 60 日以内に、請求人に対し、理由及び証拠を提出するよう、また、周知標章のときは、その標章が周知標章であることを証明する証拠を提出するよう要求しなければならない。請求人が提出した請求及び証拠は、商標所有者に通知しなければならない。請求人が指定された期間内に当該証拠を提出できないときは、請求は無効とみなす。

(c) 商標所有者は、請求人に対し、(b)に基づいて提示される証拠に加えて、商標の使用の証拠及び周知標章の証拠などの追加の証拠を請求することができ、当該証拠が入手できないときは、当該通知の送達の日から 60 日以内に、必要な書類とともに答弁書を提出することができる。

(d) 商標所有者が追加の証拠を請求するとき、請求人に対し、使用された関連証拠又は使用されなかった関連証拠を提出するよう、当該通知の日から 60 日以内に通知しなければならない。

(e) 請求人が追加の証拠を提出するときは、商標所有者に対し、当該通知の日から 30 日以内に答弁書を提出するよう通知しなければならない。

(f) 追加の説明が必要であると認められるときは、関係者に対し、当該通知の日から 30 日以内に追加の理由又は追加の証拠を提出するよう請求することができる。

(g) 必要に応じて、両当事者を聴聞に召喚することができる。

(h) 理由、証拠、商品又は役務の種類及び提出された書類に基づいて決定しなければならない。

(i) 当該決定は、登録簿に登録するとともに、法第 50 条(f)及び第 51 条(f)に従い、商標所有者に通知し、かつ、公開情報として公開しなければならない。

第 88 条

第 87 条(i)に基づいて出される通知には、次に掲げる事項を含めなければならない。

(a) 商標登録番号

(b) 商標所有者の完全名称及び完全な住所

(c) 商標所有者が代理人を選任している場合、当該代理人の名称、国民身分証明書の番号及

び完全な住所

(d) 商標登録の無効宣言又は取消しの理由

(e) 無効が宣言された又は取り消された商標登録のニース分類に従った番号及び詳細

(f) 登録の無効が宣言された又は登録が取り消された日付

第 21 章 代理人の選任及び権限の委任

第 89 条

(a) 出願人，異議申立人，受益者又は利害関係人が代理人を選任する場合，申請様式 TM-2 を用いて，国内居住者であって，国民身分証明書を所持し，18 歳以上であり，かつ，省が指定する資格を満たす者を選任しなければならない。

(b) 当該代理人の選任届には，少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

(i) 出願人，異議申立人，受益者又は利害関係人の完全名称及び完全な住所

(ii) 代理人の完全名称，国民身分証明書の番号及び住所

(iii) 代理人として選任される商標に関する情報

(iv) 代理人の権限

第 90 条

第 89 条に基づく代理人の選任においては，複数の代理人を選任することができる。当該選任においては，1 名の代理人の名称及び情報を申請に記載するとともに，他の代理人の情報も併せて提出しなければならない。

第 91 条

出願人，異議申立人，受益者又は利害関係人が，商標登録出願を含む何れかの申請について手続する代理人を選任する場合，申請様式 TM-2 の写しを添付しなければならない。

第 92 条

出願人，異議申立人，受益者又は利害関係人の永住国又は法人設立国が国内にない場合，当該永住国又は法人設立国の公証人により正当であると認証された申請様式 TM-2 の写しも提出しなければならない。

第 93 条

(a) 代理人による選任の場合，登録官は，遂行すべき事項に関して代理人とのみ連絡する。

(b) 選任された代理人が登録官との連絡において行った手続は，当該代理人を選任した者が行ったものとみなす。

第 94 条

(a) 複数の代理人が選任されている場合，出願に記載された代理人のみが代理人として連絡を受けるものとする。

(b) 当局が指定する電子出願の場合において，商標登録出願に複数の代理人が掲載されているときは，電子出願のための利用者アカウントを開設した代理人のみに連絡する。

(c) 登録官は，必要に応じて，代理人の選任に関する通知を送付した日から 30 日以内に申請様式 TM-2 の原本を提出するよう，代理人に請求することができる。

第 95 条

代理人が選任されていない場合又は代理人の選任が本規則の要件を満たしていない場合，登

録官は，出願人，異議申立人，受益者又は利害関係人とのみ連絡する。

第 96 条

代理人選任の変更届は，受理及び確認のために庁が定める手数料を納付した上で，様式 TM-17 により，必要な書類とともに登録官に提出しなければならない。

第 22 章 総則

第 97 条

- (a) 法及び本規則に基づく申請は、省が定める申請様式を用いて行わなければならない。
- (b) 庁は、中央委員会を通じて連合政府が決定し公表する商標登録事項に関して納付すべき手数料を納付しなければならない。
- (c) 商標登録出願には、商標の国際分類(ニース分類)による 1 以上の類番号を含めることができる。出願に 2 以上の類番号が含まれる場合、類番号の数に応じて、所定の手数料を納付しなければならない。

第 98 条

商標登録に関して登録官の決定に不服がある者は、決定公示日から 60 日以内に、庁へ不服申立を行うことができる。

第 99 条

商標登録の通知は、当局のウェブサイト又は当局の公告簿を通じて電子的に行わなければならない。

第 100 条

法又は本規則に従って登録官に提出された出願の添付書類その他の通信書類は、ビルマ語又は英語ではない場合、ビルマ語又は英語に翻訳しなければならない。出願人又はその代理人は、翻訳文が正確であり、かつ、署名されていることを証明しなければならない。

第 101 条

- (a) 年ごとの期間の満了の算出において、当該期間は、当該期間の開始の日から起算しなければならない。起算日が 2 月 29 日の場合、当該期間は、当該期間が満了する年の 2 月 28 日に満了したものとみなす。
- (b) 月ごとの期間の満了の算出において、当該期間は、当該期間の開始の日から起算しなければならない。月によって日数が異なるため、各月の末日のみが満了したものとみなす。
- (c) 期間の満了の算出において、当該期間は、当該期間の開始の日から起算しなければならない。

第 102 条

- (a) 法及び本規則に定める期間の延長を求める出願人は、所定の期間の満了前に、庁が定める手数料を納付するとともに、申請様式 TM-18 を用いることにより、正当な理由に基づいて登録官に申請することができる。
- (b) 登録官は、(a)に基づいて申請を審査した後、正当な理由がある場合、期間の追加の延長を認めるとともに、出願人に通知しなければならない。追加の延長は、最大 4 回に限り、1 回につき 30 日間認める。
- (c) 登録官が (b) に基づく期間の延長を認める場合、緊急事態などの例外的な状況における 30 日間の 1 回の延長を除き、追加の延長は認めない。

第 103 条

登録官は、

(a) 商標登録のために省が定める申請様式を、公衆が理解し、使用するために公開しなければならない。

(b) 連邦政府の承認を得て中央委員会を通じて庁が決定した商標登録のために当局が定める納付すべき手数料及び納付方法を、公開しなければならない。

第 104 条

納付した手数料は、如何なる状況においても返還しないものとする。